主 文

原判決中被告人甲に関する部分を破棄する。

被告人甲を懲役二年に処する。

原審における未決勾留日数中一〇日を右本刑に算入する。

押収にかかる覚せい剤ニccアンプル入五本(横浜地方検察庁昭和三〇年領置票第二七七八号の一)及び同剤五ccアンプル入一三本(前同領置票第三〇三一号の一)はこれを没収する。

被告人乙の本件控訴を棄却する。

理 由

本件各控訴の趣意は、弁護人桝井雅生の各作成にかかる被告人甲及び被告人乙に対する控訴趣意書記載のとおりであるから、これを引用しこれに対し次のとおり判断する。

被告人甲に対する控訴趣意第一点について。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 工藤慎吉 判事 草間英一 判事 渡辺好人)